

「古物」と「特定金属くず」の違いについて

「古物」を売買等するのか、「特定金属くず」の買受けを行うのかにより、必要な許可・届出が異なります。

「古物」とは？

- ① 一度使用された物品
- ② 使用されない物品で使用のために取引されたもの
- ③ ①②の物品に幾分の手入れをしたもの

「特定金属くず」とは？

その物本来の使用目的に従って使用できなくなった金属でできたもののうち「その物の重量又は価格の半分以上が銅で占めるもの」

今のところ銅だけですが、今後変更される可能性があります。



「古物」か「特定金属くず」のどちらに該当するのかは、個別に判断しなければなりません。「室外機」「部品」「グレーチング」を例に見てみましょう。

破損等がなく、本来の使用目的に従って使用できる

できる

できない

破損等があるが、少し修繕すれば本来の使用目的に従って使用できる

できる

できない

壊れて使えない

その物の「重量又は価格の半分以上が銅」である

はい

いいえ

「古物」に該当

「特定金属くず」に該当

許可・届出等は不要

室外機



部品



壊れた室外機



壊れた部品



壊れたグレーチング



売買等をするには、古物営業の許可が必要です。



「古物営業法」適用

買受けをするには、特定金属くず買受業の届出が必要です。



「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」適用
(R8年6月1日から)

現在、奈良県金属くず営業条例が適用されていますが、廃止されると許可等不要になります。



※ 「古物」の売買等と「特定金属くずの買受け」を行う営業の両方を行う場合、「古物営業の許可」と「特定金属くず買受業の届出」の両方が必要です。

※ 奈良県公安委員会以外から金属くず営業の許可等を受けている方は、必要に応じて、各都道府県警察の担当係に問い合わせの上、対応してください。